

令和8年度 事業計画

会員と地域社会に密着した、持続力あるセンター

I 基本方針

創設27年目を迎える白井市シルバー人材センターと社会を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化の進展、物価高騰、地球温暖化による異常気象と多発する自然災害、年金制度問題、国際情勢の緊張と不安定化等の厳しい状況にあり、将来への不安と新しい社会構造への対応が課題となっています。

白井市では、社会課題の多様化と厳しさが増すなか、第6次総合計画基本構想（令和8年度から令和17年度）を定め、総合的かつ計画的な行政の運営を図ることにしています。まちづくりの基本理念は、「白井市に関わる全ての人々が豊かさと幸せを実感」を理想とし、今後10年間の重要なテーマと目指すべき将来像を定めています。

当センターは、公益法人制度改革とインボイス制度、フリーランス新法への対応といった重要課題が相互に関連して、運営に大きな影響を受ける懸念があります。一方、サービス業等の人手不足分野及び介護・育児等現役世代を支える分野、一般・高齢者家庭の除草・剪定作業等の分野で、会員の就業機会の拡大期待が高まっています。

当センターにおいては、今年度が第7次基本計画（令和7年度から令和9年度の3年間）の2年目であり、初年度の成果と課題を踏まえて、現状と方向性、計画目標の整合性をとりつつ、高齢者の豊富な知識や経験を生かし、時代にふさわしい地域づくりへの貢献と、地域ニーズに応じた事業の実施に取り組みます。

魅力あるセンターとして、会員・役職員が一体となって、引き続き「**会員と地域社会に密着した、持続力あるセンター**」のスローガンのもと、昨年度同様に以下の4つの重点項目に基づき、目標達成を目指して事業運営を行ってまいります。

☆ 重点項目 ☆

1. 会員の増強 — 女性会員の拡大
2. 安全就業の推進
3. 就業機会の拡大と就業人員の増加
4. 事業基盤と財務基盤の強化—リスク管理

Ⅱ 事業実施計画

1. 会員の増強 ― 女性会員の拡大

☆ 令和8年度 目標会員数 490人 （男性346人、女性144人）

（1）会員の増強

- ・毎月シルバー会員入会説明会を開催し、仕事内容や就業状況、安全対応などの説明を行い、着実に新規会員の増強に努める。
- ・会員増強のための方策を継続的に議論し実施する。
- ・夫婦会員制度を導入して夫婦会員の増加と定着を実施する。

（2）女性会員の拡大

- ・女性に配慮した入会説明会を開催し、令和9年度の目標（女性会員比率30%）を目指す。
- ・「女性部会」を中心に女性目線でのシルバー事業運営・企画を進める。
- ・育児や家事支援など室内作業の就業先を増やす。
- ・家事支援サービスなど介護補助業務等の就業先の開拓を行なう。
- ・女性会員間の交流を、イベントの開催により推進する。

（3）広報活動の充実

- ・白井市の「広報しろい」に会員入会説明会日程、講習会の案内を掲載し、60歳以上の市民を対象に参加を募る。
- ・会報「シルバーしろい」を継続して年2回発行し最新情報を提供することで、会員の情報共有を図る。会報はデジタル化により紙での配布を限定し、HPに掲載する。
- ・毎年10月に開催の「白井市ふるさとまつり」に参加し、新規入会者募集の案内や、チラシ配布、アンケートの実施、ゲーム大会等によりセンター事業活動の宣伝と広く市民との交流を図る。
- ・令和7年に新たに千シ連と連携し作成した「豆パン」のような、効果的なリーフレット、事業チラシの作成に努めるとともに、地域社会との連携を深める機会として、北総線駅構内設置の「白井市からのお知らせ」ラックの利用を継続する。また、ポスティングによる配布も計画している。

（4）市民向け講習会の実施

- ・就労の手助けとなる「植木剪定技能講習会」、「刈払機取扱講習会」等を実施し就業をサポートする。
- ・高齢者ニーズにマッチした新たな講習会を企画する。
- ・講習受講時のアンケート及び受講6ヵ月後のアンケート調査を実施し、今後開催する講習会に反映させる。

(5) ホームページ (HP) の充実

- ・ 会員入会説明会日程・講習会日程・お仕事情報などに加えて、今後は、掲載内容を更に充実させ、会員向けの最新情報を発信する。
- ・ HP のコンテンツとして「Smile to Smile」(通称:スマスマ) の運用を開始したが、会員と事務局間の連絡の利便性を一層向上させるとともに、「フリーランス法」で義務化された契約条件の事前明示に引き続き活用する。

(6) 同好会サークル活動

- ・ 自主的な運営による同好会サークル活動を通じて、会員の交流を図る。
- ・ 趣味等を通して、会員同士の繋がりを深めて健康寿命の延伸を促進する。

2. 安全就業の推進

☆ 事故ゼロを目指す

(1) 安全就業の推進

- ・ 会員の高齢化が進むなか、一層の安全就業をめざし、作業中の事故・災害、及び就業途上の交通事故防止を徹底する。
- ・ 「健康・安全・適正就業部会」を中心に、引き続き就業現場の安全パトロールを定期的に実施し、注意喚起を促し、安全に対する意識の改善を図る。
- ・ 当センターの「安全就業基準」に従い、就業に伴う事故防止と一層の安全就業に努めるとともに、「安全就業基準」や「作業別安全就業基準」の見直しを必要に応じて検討する。

(2) 安全意識の周知

- ・ 「作業別安全就業基準」に示された「安全作業のポイント」を参考に安全就業への意識向上に努める。
- ・ 新規会員には会員入会説明会において、安全就業と事故防止の周知徹底を図る。
- ・ 安全講習会・マナー講習会を定期的に開催し、就業に必要な基本事項を徹底する。
- ・ 「蜂刺され」防止対策の確認と周知徹底を行う。
- ・ 熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合に発表される「熱中症特別警戒アラート」、「熱中症警戒アラート」に留意し、熱中症への注意を促す。積極的な休憩と水分補給を行うなど、自らの体調管理を促す。
- ・ 就業場所へ自転車を利用する際は、交通規則を遵守のうえヘルメットを着用するとともに、自転車保険への加入を勧め安全な自転車利用に努める。
- ・ 事故発生事例など、安全に対する情報等を会報やHP掲載して会員へ情報提供する。
- ・ 無事故会員に対する表彰制度を継続して検討する。

(3) 健康管理の徹底

- ・感染症の感染状況に注意し、感染防止策を実施する。
- ・毎年1月に全会員へ「現在の状況アンケート」を実施して健康状態の確認を行う。
- ・定期健康診断を推奨し、会員の健康管理意識を高め、役立つ情報を会報やHPにより会員へ積極的に提供する。
- ・会員の応募作品から選定した令和8-9-10年度の安全就業標語は以下のとおり。
～ 問題は 仲間や会社に 報・連・相 ～

3. 就業機会の拡大と就業人員の増加

(1) 就業先の確保

- ・前年度を上回る受注件数と就業実人員の確保に努める。
- ・新規会員の就業機会の早期確保を優先的に実施する。
- ・既存派遣先の確保に加えて、新規派遣先を開拓して派遣事業の強化に努める。
- ・就業相談を随時実施し、未就業会員に適切な就業先を提供し就業に結び付ける。
- ・民間企業、特に白井工業団地協議会所属の会員企業の訪問活動を通じ、センター事業の普及宣伝を図り、高齢者に適した新たな就業先の開拓に努める。

(2) 就業機会の創出

- ・長期的な展望から安定的な公共事業での就労拡大を目指す。
- ・「お仕事情報」を随時更新してセンター事務所に掲示し、HPでも情報公開する。
- ・市役所、工業団地企業、地元サービス業及び一般家庭にセンターの活動内容の理解を求め、就業の機会を拡大する。
- ・国政選挙や地方選挙が実施される場合の、期日前投票受付業務、選挙公報戸別配布業務について、継続して円滑実施のための事前準備と確実な受注に備える。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）についても、福祉・家事援助サービスで培ったノウハウを活用した家事支援サービスを充実させる。

4. 事業基盤と財務基盤の強化 — リスク管理

☆ 令和8年度 契約金額目標	請負・独自事業	154,000 千円
	派遣事業	78,000 千円
	契約金額合計	232,000 千円

(1) 事業基盤と財務基盤の強化

- ・新規就業先開拓により受注件数・契約金額の増強を図る。
- ・公益法人制度改革により「収支相償の原則」から「中期的収支均衡」となったため、

この趣旨に沿って適正な費用支出による事業運営に努める。

- ・会員の年会費納入について、郵便口座からの自動振替を更に進め事務効率化と会費未納の防止を図る。
- ・指定管理者の指定を受けている白井市高齢者就労指導センターの維持管理については、利用者の利便性の向上と適切な管理運営に務める。一方、令和9年度以降の指定管理事業の終了が決定したため、その後の対応について白井市と協議・交渉する。
- ・安定的な収益を確保するため、公共分野での就業拡大に努める。

（２）制度や法律改正への対応と遵法主義の徹底

- ・公益社団法人としての法令・規則・ルールを明確化し、日頃の就業及び業務において遵法主義を徹底する。
- ・発注先との契約形態について協議を重ねて「業務仕様書」を作成する等、請負委任及び派遣契約内容の健全化を引き続き図る。
- ・**インボイス制度**： 令和8年10月以降の第二段階に向けた対策として、増加する消費税負担の影響に対応するため、請負事業における事務費率を令和8年4月以降20%に引き上げる。
- ・派遣事業の事務費率は、令和7年4月に改定した20%を維持する。
- ・**フリーランス法**： 令和8年4月からの「新契約方式」への移行を円滑に実施する。
- ・**公益法人制度の改正**： 令和7年4月に実施された公益法人認定基準の改正において、「財務規律の柔軟化・明確化」（「収支相償の原則」の変更）や「自律的なガバナンスの充実、透明性の向上」（外部理事・監事の導入）等が含まれており、法改正の趣旨に沿って、定款の変更や必要に応じた対応策を実施する。
- ・令和10年度の衛生委員会設置を目指した情報収集等の必要な準備を開始する。
- ・白井市との請負契約における配分金の時間単価を、令和7年10月より1,076円から最低賃金改定後と同額の1,140円に改定したが、今年度も引き続き最低賃金改定と同時適用を維持するよう努める。

（３）独自事業の推進

- ・女性会員中心の手工芸班による、洋服のリフォーム・手工芸品等の製作販売を拡大する。
- ・先進的なシルバー人材センターの事例等を参考に、新たな独自事業創出に努める。

（４）事務局体制の強化

- ・外部研修会（シルバー関係上部団体主催含む）や近隣センターとの情報交換会等に積極的に参加し、情報収集・交換を行い、職員の資質・知識向上に努める。
- ・業務システム「エイジレス80ネクスト」の活用で、事務局内での認識共有化による事務局体制の充実と強化を図るとともに、必要な都度ICT委員会と連携して事務処理力の更なる向上と、効率的な業務体制を確立することに努める。

以上